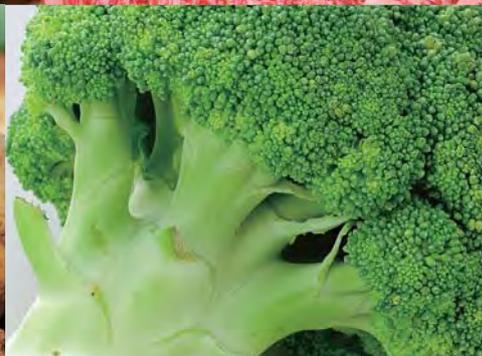


第2次 五島市
食育推進計画



五島市
平成28年 3月

はじめに

「食」は生きる力の源であり、また、人を育て次世代へつなぎます。そして、「食」が生み出す人と人のつながりが豊かな社会を築きあげ、元気な地域になります。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化により、日々忙しい生活を送る中で「食」に対する意識や感謝の気持ちが薄れ、「食」を大切にする心の欠如や不規則な食事などによる生活習慣病の増加、また、伝統的な食文化が薄れるなど様々な問題が生じており、その一方で、地産地消や食品の安全性に対する関心は年々高まっています。

このような現状をふまえ、平成23年3月に策定した「五島市食育推進計画」を見直し、今般、食育と地産地消を一体的に推進するため、「第2次食育推進計画」を策定しました。

五島市には、恵まれた自然環境や四季折々の食材、先人から受け継がれた多彩な食文化があります。このような資源を活かし、市民の皆様や関係機関・団体と連携しながら、地域全体で食育を実践する環境をつくり、健全な身体と豊かな心、元気な地域づくりを進めてまいります。

自分や家族の問題として、また地域や職場の課題として食育を実践していただき、本計画の推進に対しまして、なお一層のご協力をお願いいたします。



平成28年3月

五島市長 **野口市太郎**

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	食を取り巻く現状と課題	
1	社会環境の変化に伴う食環境の変化	4
2	本市の農林水産物と食文化	11
3	地産地消をめぐる現状	12
第3章	第1次食育推進計画の成果と課題	14
第4章	第2次食育推進計画の基本方針	
1	基本理念「食育スローガン」	15
2	基本的な方針	16
3	基本施策	17
第5章	食育推進にあたっての具体的な取り組み	
1	家庭における食育の推進	19
2	保育所・幼稚園・認定こども園・学校における 子どもの成長に応じた食育の推進	20
3	地域における食生活の改善に向けた取り組みの推進	21
4	生産者と消費者との交流促進と食文化の継承	22
5	地産地消の推進	23
6	食の安全確保の推進	24
第6章	計画の推進体制と目標指標	
1	計画の推進体制	25
2	関係者の役割	26
3	食育推進のための目標指標	27
	参考資料	28

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「食」は、私たちが健康で豊かな生活を営むうえで、欠かすことができない命の根源であり、生きていく力を与えてもらう基本的で大切なものです。

しかしながら、近年、私たちの食生活は、核家族化やライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化してきています。食に対する関心や感謝の念の低下、食生活の乱れ、さらには、日頃からの食生活における栄養のかたよりや不規則な食事の増加など、日々の忙しい生活を送る中で、毎日の食の大切さを忘れがちで、健全な食生活が失われつつあります。

また、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加など、食生活の正しい認識を持たないことによる、様々な問題が生じてきています。

このような中、本市では、温暖な気候や恵まれた自然の恩恵を受けて、多くの農林水産物を生産しており、新鮮でおいしい食材を利用して、豊かな食生活を実現できる環境にあります。市民一人ひとりが「食」についてあらためて見直し、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めながら、家庭、学校、地域等あらゆる場面で「食育」の推進に取り組むことが重要です。

また、食の多様化が進む一方で地域の伝統的な食文化が失われつつあります。

本市の気候風土と結びついた伝統的な食材や料理をもう一度見つめ直し、継承していくことも重要です。このような取組は農林漁業の発展と地域全体の活性化等に重要な役割を担うと期待されます。

さらに、平成23年3月に「五島市食育推進計画」を策定し推進してきましたが、今般、食育と地産地消の一体的な推進を図るため、第1次計画を継承しつつ、新たに地産地消に係る計画をもりこみ、「第2次五島市食育推進計画」を策定するものです。

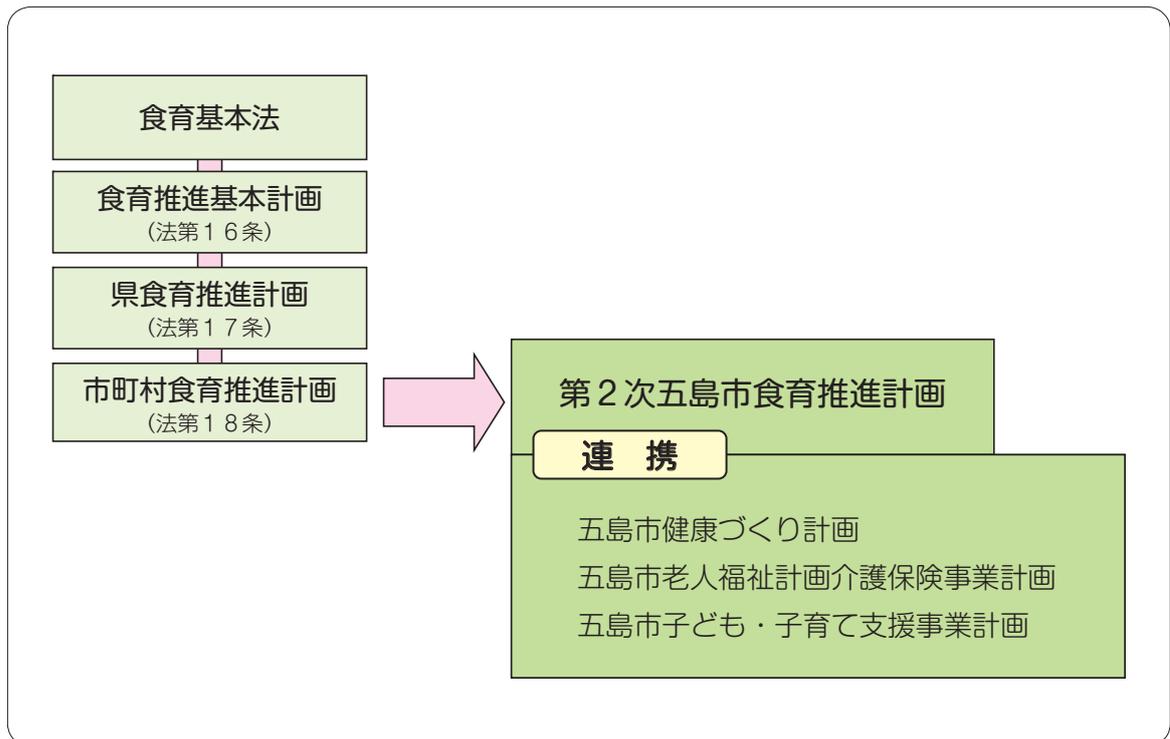
本市の恵まれた自然環境や四季折々の食材、多彩な食文化を生かした食育と地産地消の取組を進めるために、この計画に基づき、市民と一体となった食育の推進を図ることとします。

2

計画の位置づけ

本計画は、食育基本法18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」として、位置づけます。

なお、本計画は、国や県の食育推進計画および既存関連計画等との整合性及び相互の連携を図りながら、市の食育を推進していくこととします。



食育基本法 第18条 第1項

「市町村は、食育推進基本計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない。」

「食育」とは

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

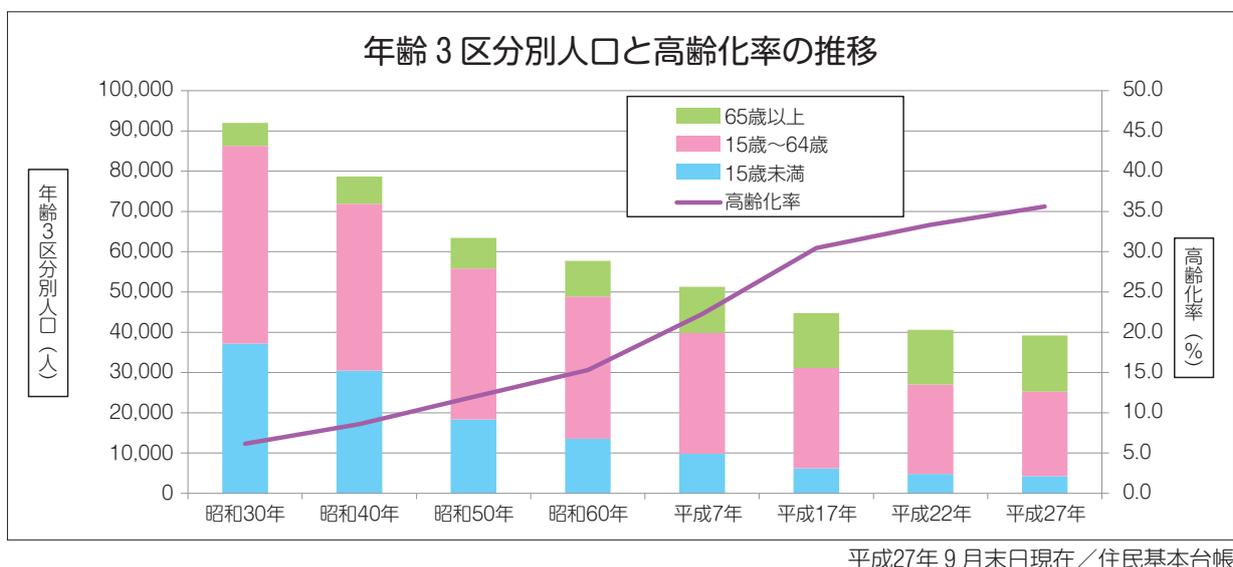
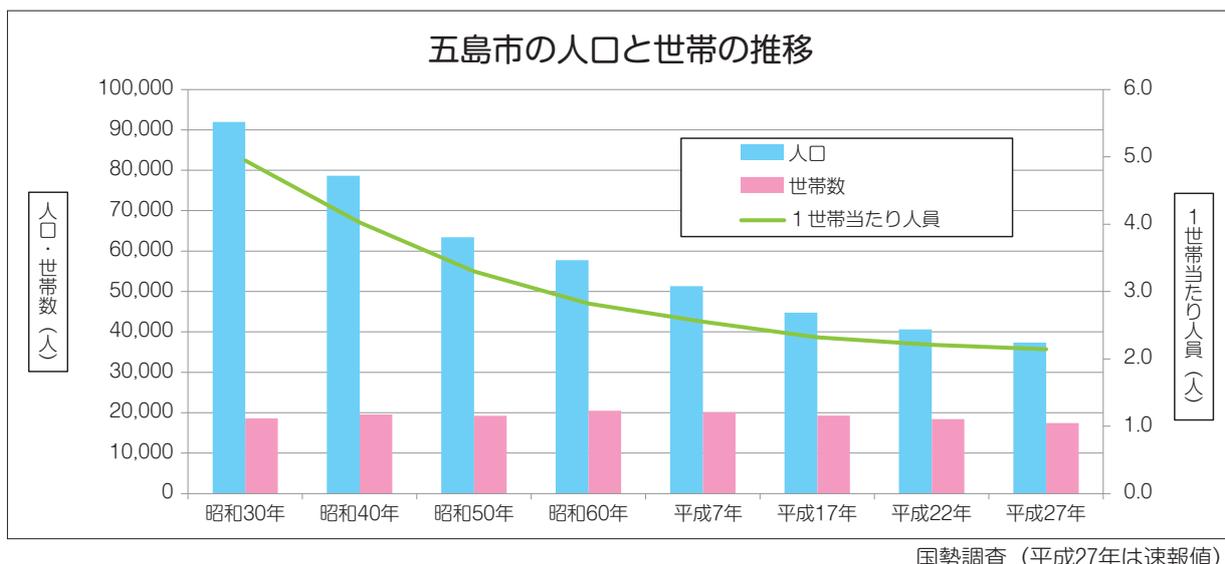
第2章 食を取り巻く現状と課題

1 社会環境の変化に伴う食環境の変化

① ライフスタイルの変化

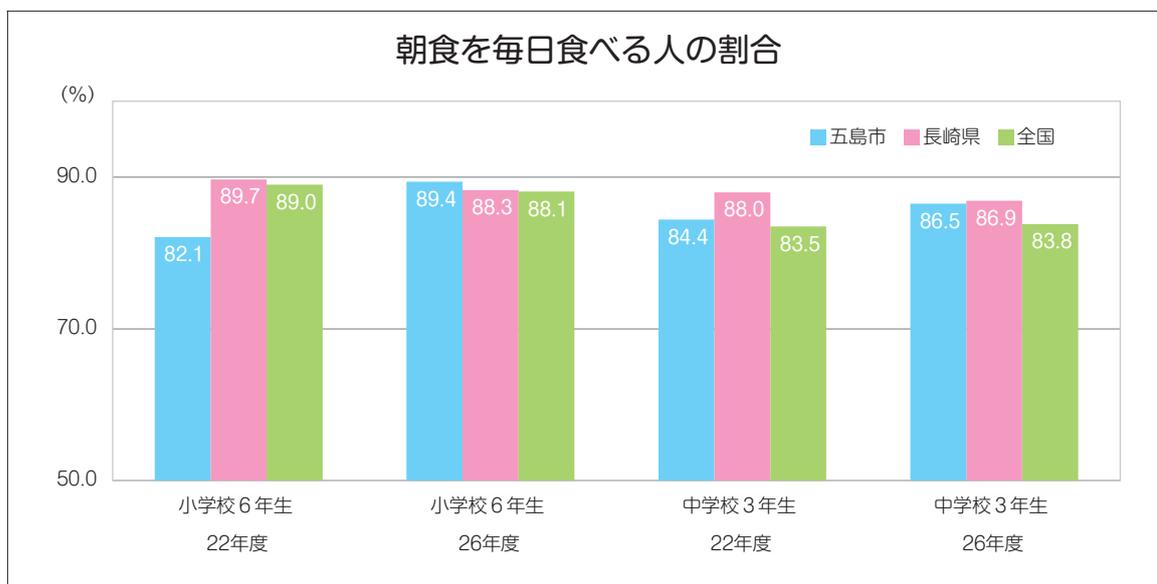
平成27年の国勢調査における人口は37,331人となり、年々減少しています。
世帯数は17,422世帯で大きな変化はありませんが、1世帯当りの人員は2.1人となり、核家族化が進んでいます。

年齢構成の割合については、年少人口（15歳未満）10.8%、生産年齢人口（15歳～64歳）53.6%、高齢人口（65歳以上）35.6%となっており、少子高齢化が進んでいます。



② 朝食の摂取状況

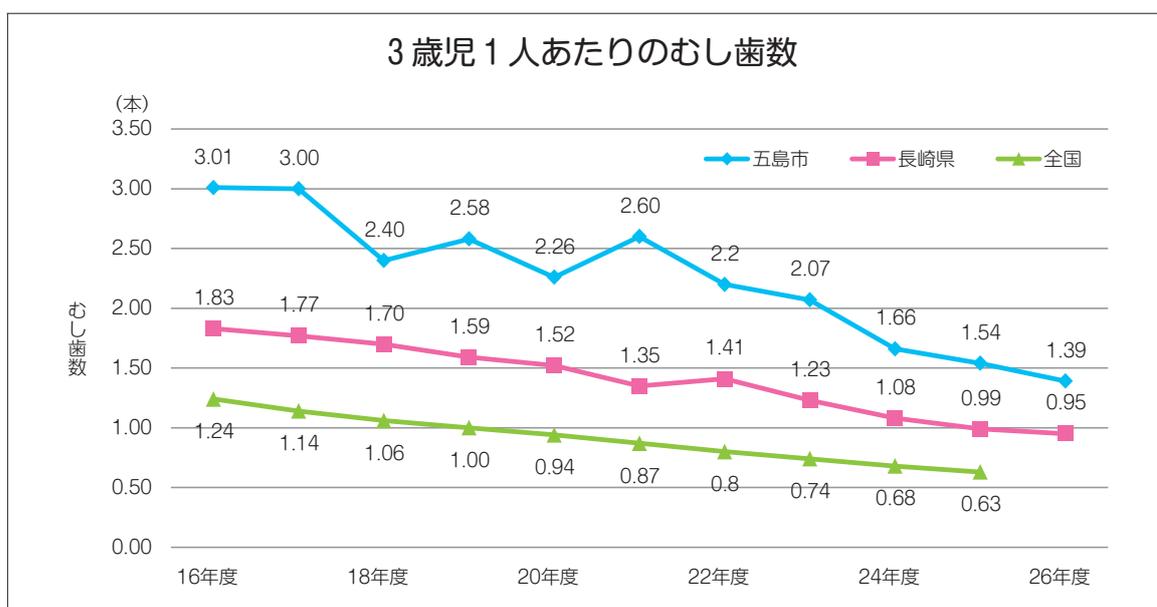
朝食を毎日食べる人の割合は、計画的な推進により前回と比較して、小学校6年生、中学校3年生ともに改善がみられます。今後も継続的な取り組みが必要です。



平成26年全国学力学習状況調査

③ 幼児期におけるむし歯の保有状況

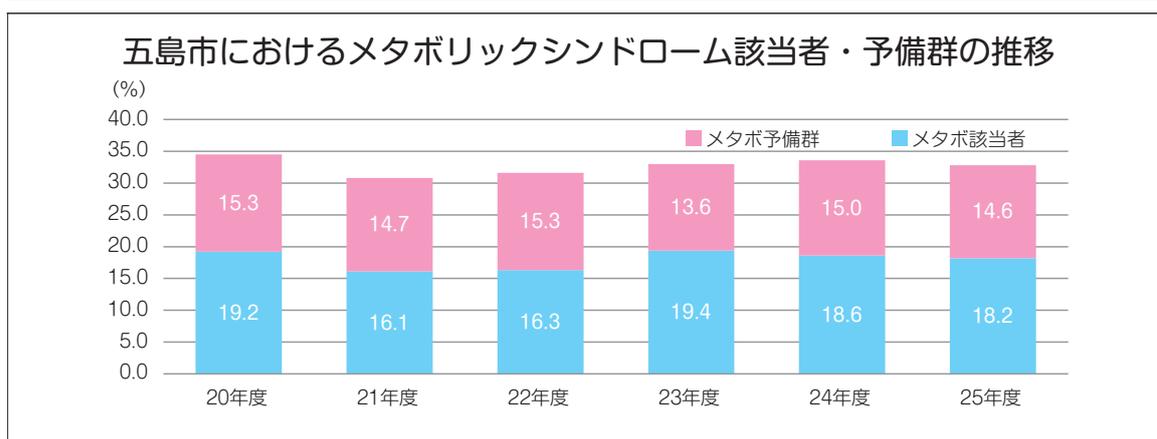
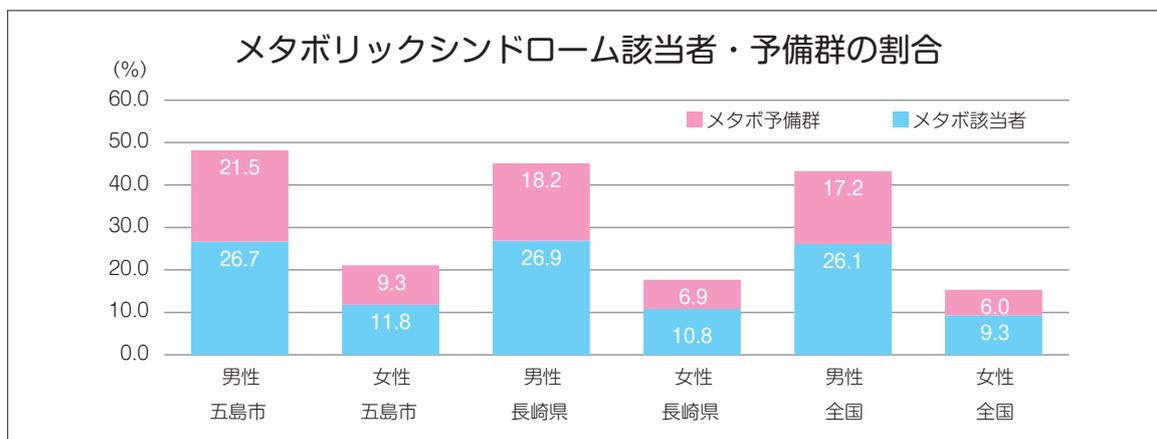
3歳児歯科健診時のむし歯有病率は、年々、減少傾向ですが、全国平均と比較すると、さらに改善する必要があります。



3歳児健康診査結果

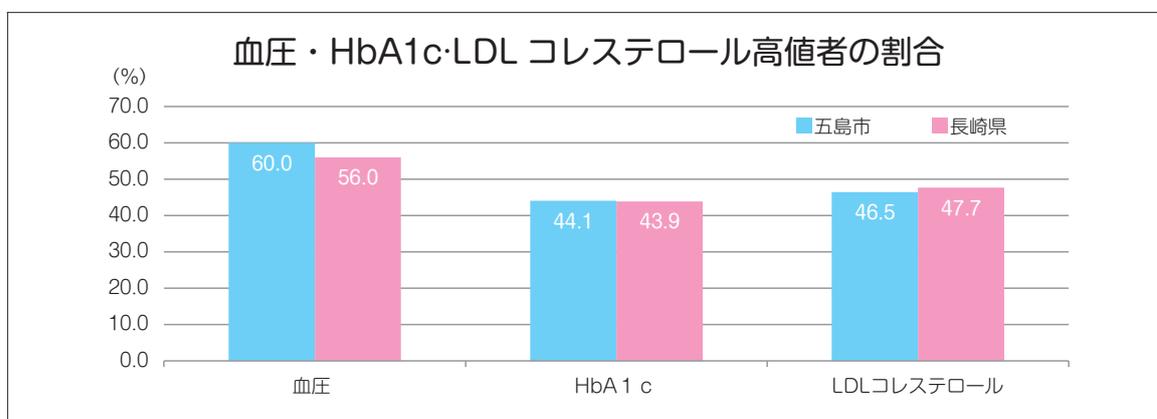
④ 生活習慣病の状況

特定健診結果を見ると、メタボリックシンドローム該当者、予備群の割合は、全国、長崎県に比べて高く、年度推移からも改善が見られない状況であります。今後、メタボ該当者または予備群にならないための取組が必要です。



平成25年度特定健診結果／長崎県国民健康保険団体連合会・厚生労働省

血圧、HbA1c（糖尿病の判定基準のひとつ）、LDL コレステロールの高値者の割合は、いずれも高い状況にあります。



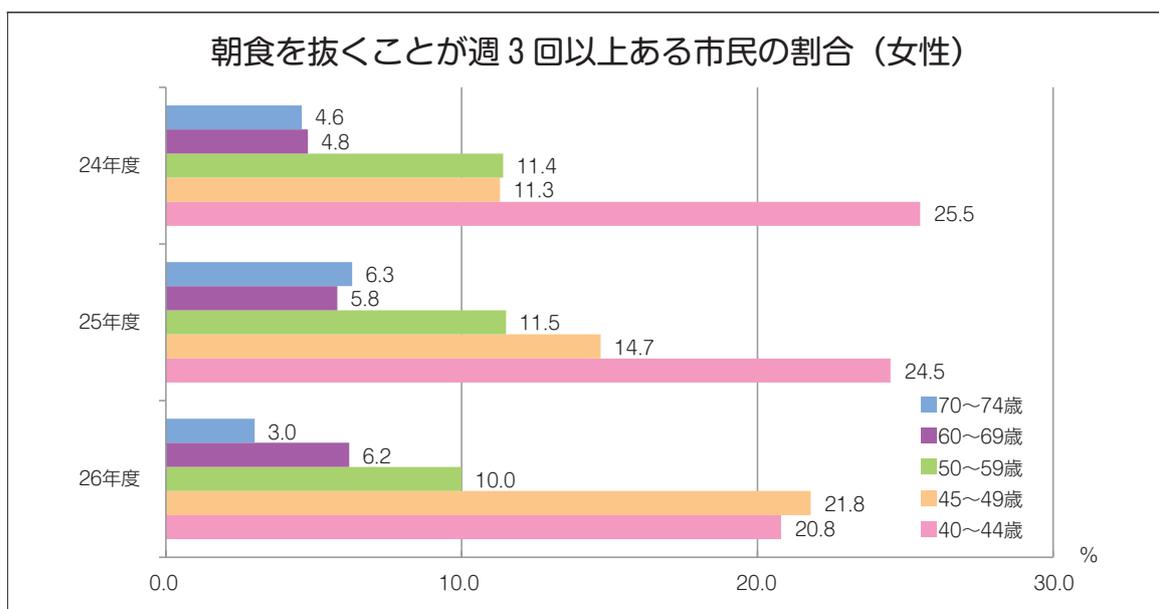
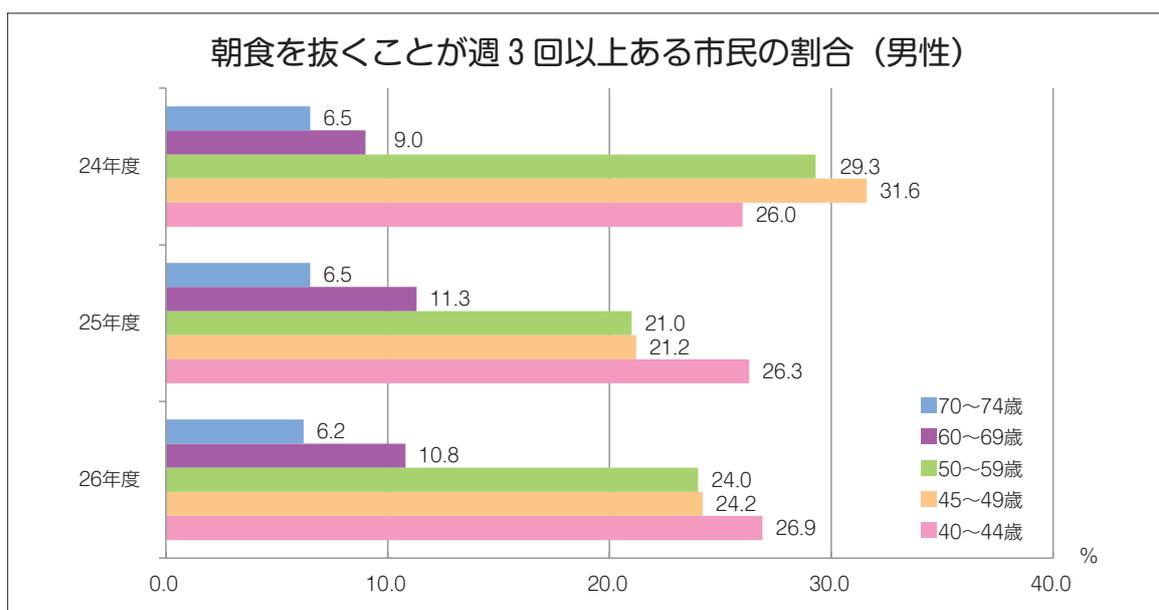
平成25年度特定健診結果／五島市国民健康保険
長崎県国民健康保険団体連合会

⑤ 40歳以上の朝食欠食の状況

特定健診結果では、40歳代の朝食欠食の割合が高い状況にあります。40歳代以降は肥満や生活習慣病の増加がみられ、生活習慣病予防の観点から朝食をしっかりとることが必要です

また、成人になってからの食習慣の改善は難しいことから、子どもの頃からの朝食欠食が習慣化しないよう働きかけが必要です。

そのため、特に子育て世代の望ましい食習慣の推進を図る必要があります。

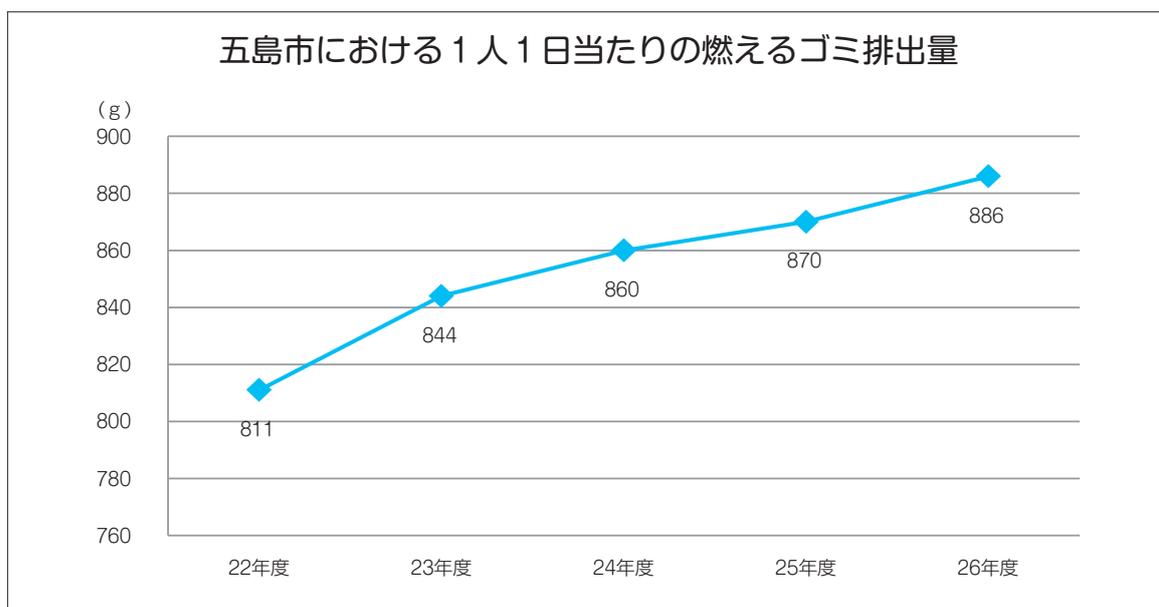


平成26年度特定健診結果

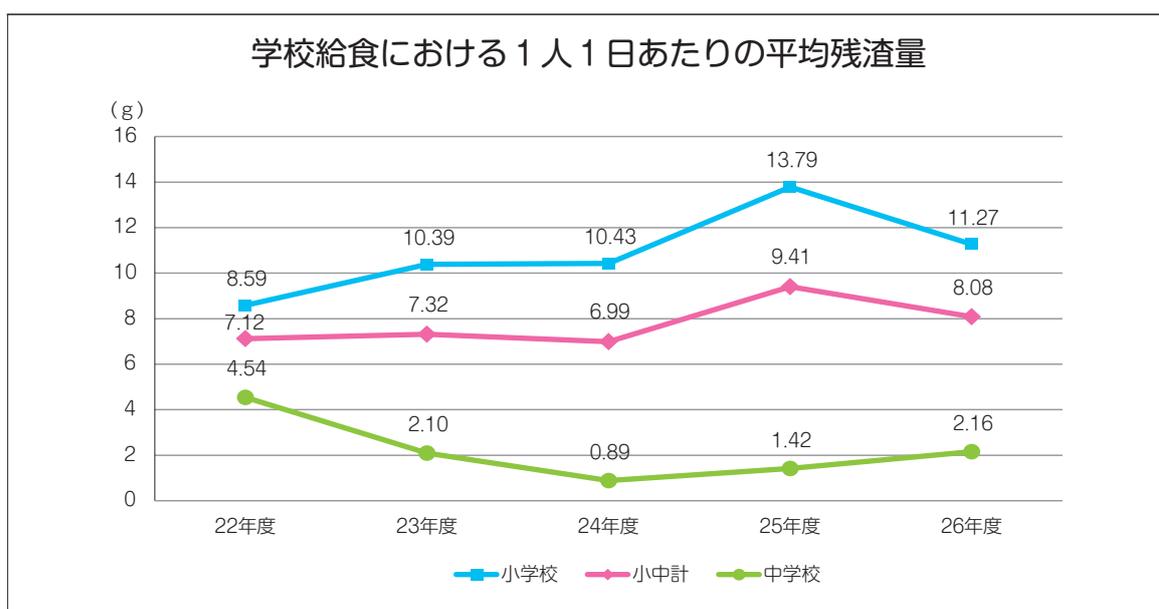
⑥ 食品の廃棄量

五島市における「燃えるごみ」の平成26年度排出量は、12,657トンであり、そのうちの1～2割程度が食品による廃棄（生ごみ）と言われており、市民一人あたりに換算すると、毎日、おにぎり1～2個が廃棄されていることとなります。

そのようなゴミの排出量は年々増加傾向にあります。また、学校給食においても給食の残量の増加がみられることから、家庭や学校給食において「もったいない」と感じる気持ちを育み、「食べ物に感謝する」ところを身につける取り組みが必要であります。



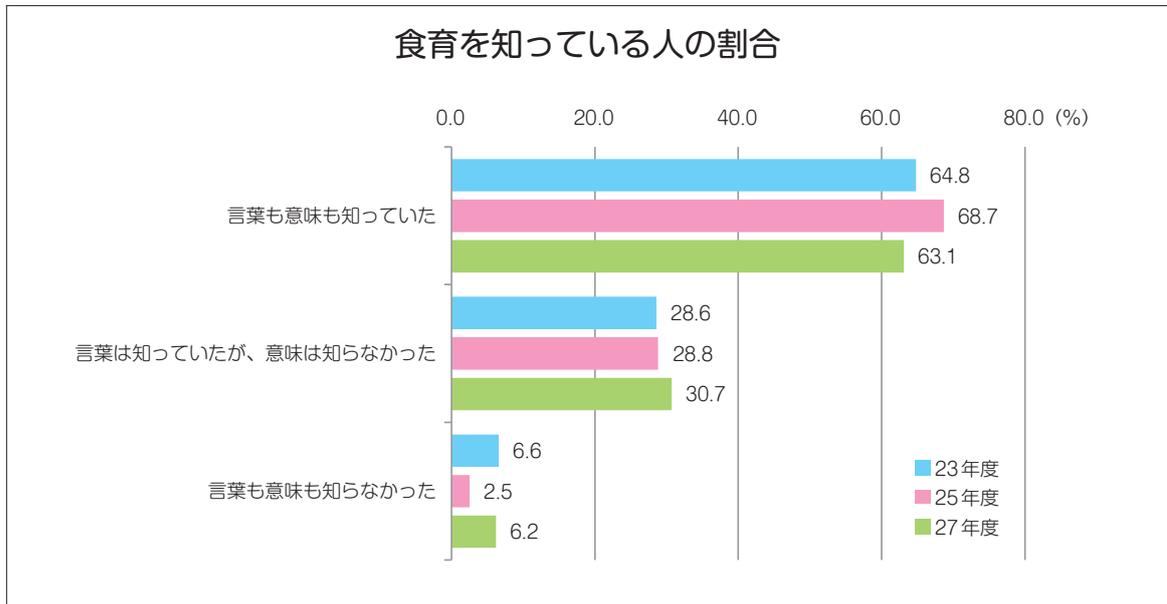
決算報告



学校給食残渣量調べ／給食センター調査

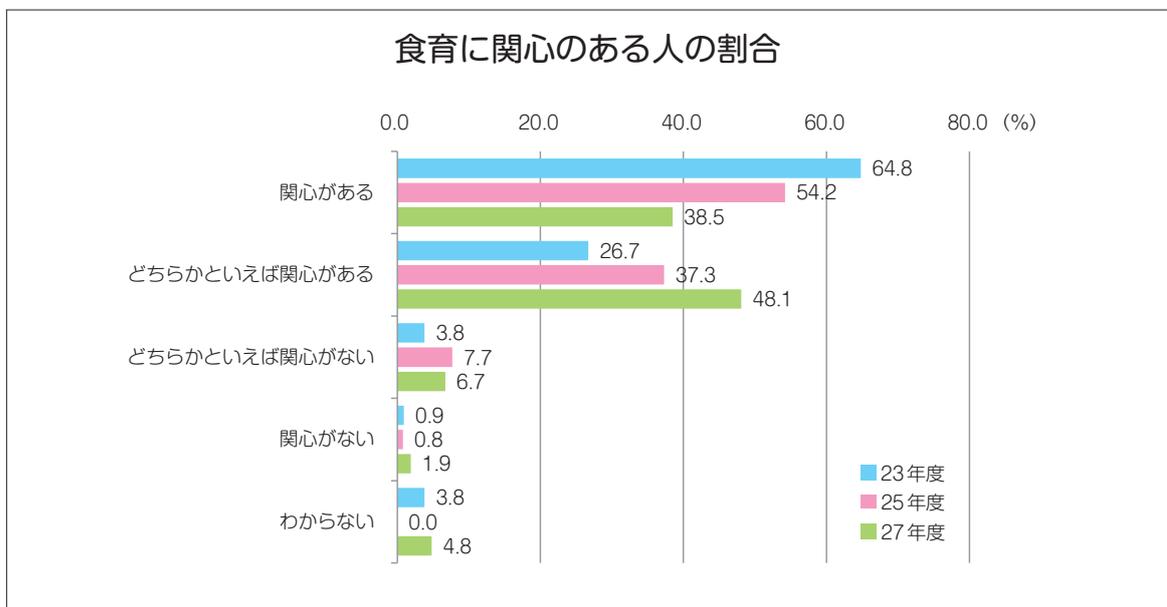
⑦ 食育について (27年度食育アンケート結果)

●あなたは、「食育」という言葉やその意味を知っていますか。



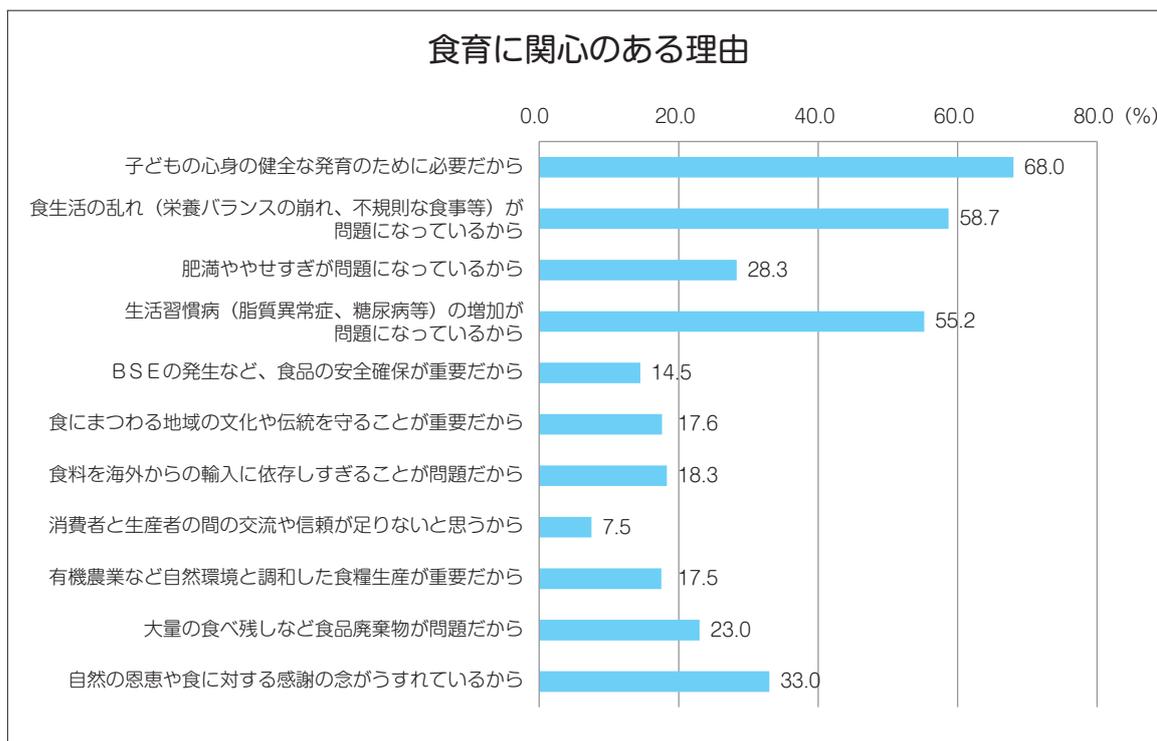
市民が「食育という言葉や意味を知っている」割合が年々低下しており、啓発活動を強化する必要があります。

●あなたは「食育」に関心がありますか。それとも関心がありませんか。



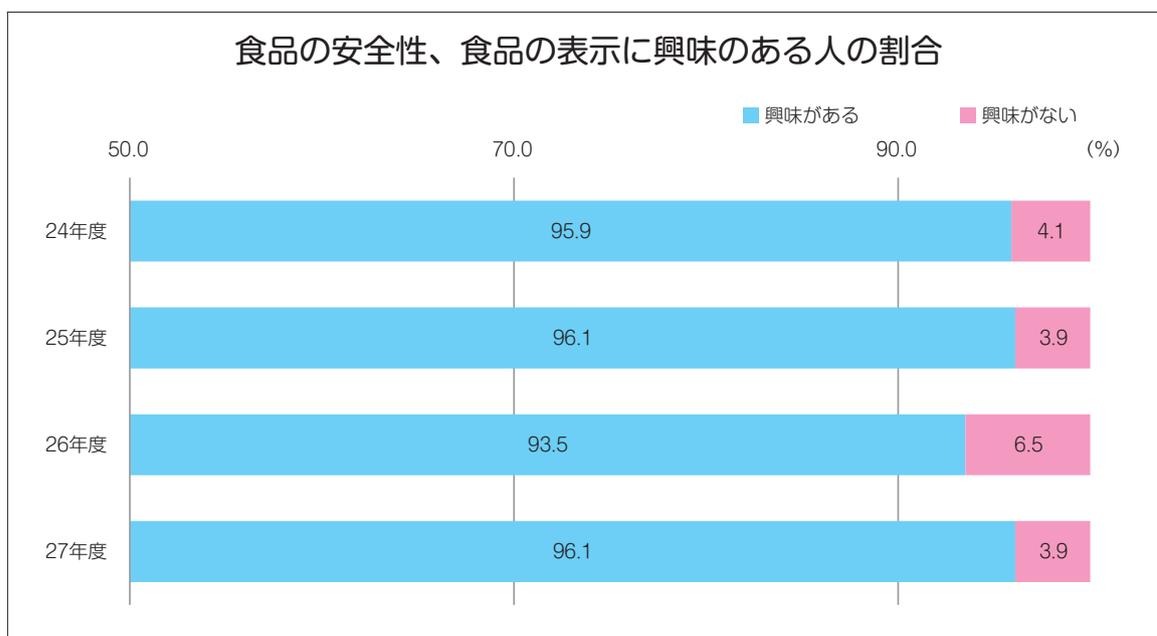
市民が「食育に関心を持っている」割合が低下しており、関心を持たせる取り組みが必要です。

●あなたは「食育」に関心がある理由は何ですか。



市民が「食育に関心のある理由」：「1位子どもの心身の健全な発育 2位食生活の乱れ 3位生活習慣病の増加」となっております。

●あなたは「食育の安全性や食品表示」に興味がありますか。



市民が「食品の安全性、食品の表示に興味がある」割合が高い数値を示しており、興味の高さがうかがえます。

○農林水産業

① 地域の特性を活かした農業の展開

本市は、長崎県の西方海上100kmに位置し耕地に占める水田率は30.7%と低く、農業は畑作中心の農業経営形態であり、肉用牛、葉たばこ、米が主幹作物となっています。近年は温暖な気候を活かした、ブロッコリー、高菜、アスパラガス、レタス、スナップエンドウ、中玉トマト等の産地化を進めています。

第1次産業である農林水産業の総生産額は約54億円、人口1人あたりの総生産額は256万円（平成22年度）になっています。

② 豊かな海から恵まれる水産物

好漁場に恵まれた本市では、古くから一本釣り・はえ縄漁業を中心とし、沿岸では定置網漁業や養殖業、沖合では中型まき網漁業など様々な漁業が展開され、アジ、キビナゴ、ブリ、イサキ、クエなど四季折々の旬の魚を漁獲してきました。近年ではクロマグロの養殖も始まり、生産量も順調に増加しています。

③ 食文化の継承

本市の食文化は四季折々の海の幸・山の幸を利用した伝統料理や郷土料理を形成してきましたが、ライフスタイルや食習慣の変化に伴い、伝統的な味が失われつつあります。

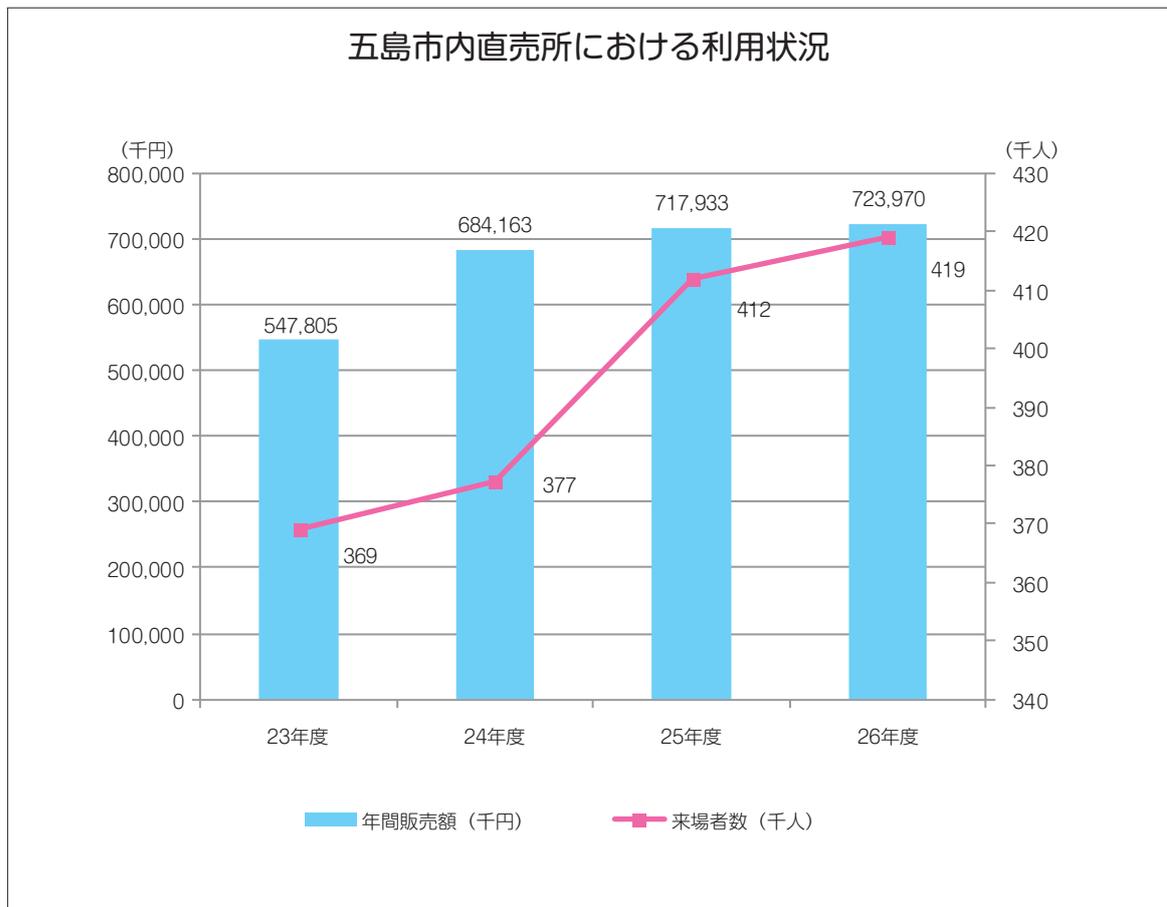
この伝統を次代の担い手である若年層に継承する必要があります。

① 農林水産物直売所の動向

本市の直売所の数は、3店舗であります。平成26年度の年間販売額は全店舗累計で723,970千円となっており、年間来客数は全店舗累計419,217人となっております。

直売所の数は、固定化傾向にあるものの、その販売額は毎年増加し平成23年度と比較すると約1億7千万円増えています。直売所を利用する人の数についても平成23年度と比較すると約5万人増えている状況です。

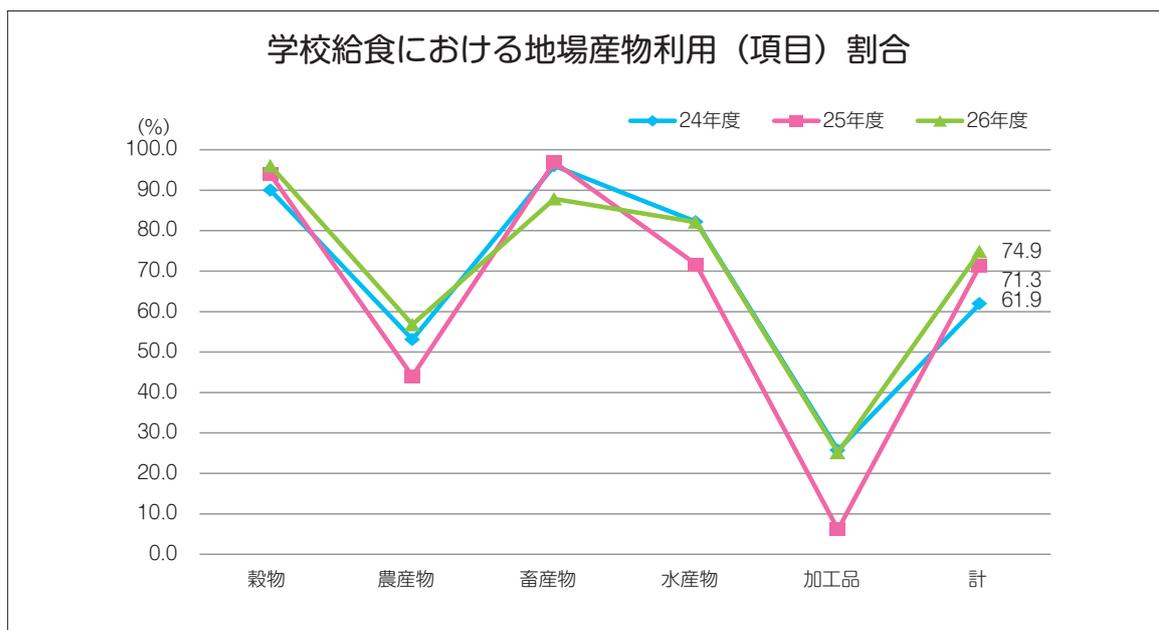
また、食育アンケートから四季折々の新鮮な農水産物の需給を求める意見結果から直売所のニーズは高いと考えられます。



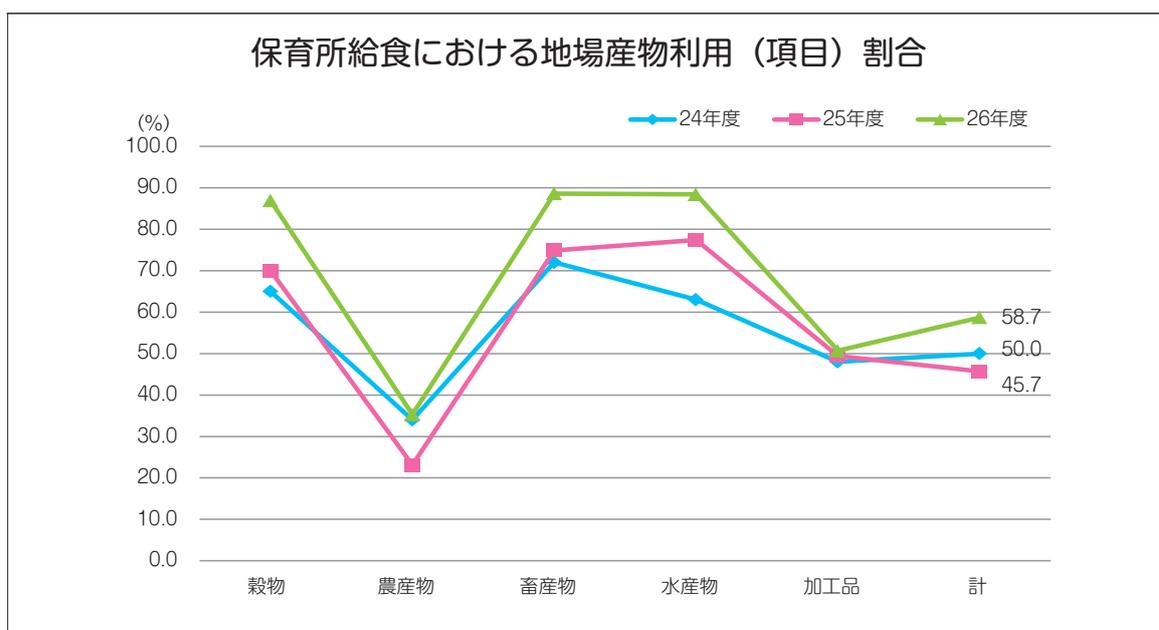
② 学校・保育所給食における地場産物の活用状況

平成26年度の学校給食における地場産物の使用割合は、五島市では74.9%で長崎県平均は70.4%であり、県平均を上回っている状況です。

給食における地場産物の活用状況を項目別にみると、学校・保育所ともに農産物が他の項目より、特に低い状況にあります。給食に地元農産物を提供できる環境整備に努め、地場産物の利用を促進します。



学校給食における地元産利用状況調査（11月、2月）／給食センター



保育所給食における地元産利用状況調査（11月）／保育所

第3章 第1次食育推進計画の成果と課題

第1次計画の数値目標は12項目を設定し、その目的達成に向けて関係機関と連携し取り組んできました。そのうち、2項目が「目標達成」、6項目が「改善傾向」となり約7割の改善がみられました。しかしながら、生活習慣病に係るメタボリックシンドローム該当者・予備群の状況など、3項目で改善がみられず、2次計画において、さらに取り組む必要があります。

五島市食育推進計画における目標値及び現状値と評価

項目	策定時 (22年度)	26年度	目標 (27年度)	達成度
1 家庭における食育の推進				
朝食を毎日食べる人の割合	小学6年生 82.1%	89.4%	100.0%	○
	中学3年生 84.4%	86.5%	100.0%	○
<small>(H22全国学力学習状況調査)</small>				
3歳児健診の1人あたりのむし歯	2.6本 (H21)	1.39本	1.35本	○
メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況	男性 47.0%	男性 48.2%	男性 42.0%	△
	女性 20.0%	女性 21.0%	女性 15.0%	△
<small>(H21国保特定健康診査結果)</small>				
2 保育所・幼稚園・学校における食育の推進				
学校における「食育全体計画」、「食育年間指導計画」の作成	100.0%	100.0%	100.0%	◎
学校給食における地域産品利用率 (購入金額ベース)	49.4% (H21)	53.3%	55.0%	○
3 地域における食育の推進				
食育に関する認知度 (意味も言葉も知っていた)	64.0%	65%	80.0%	△
4 生産者と消費者との交流促進				
農林水産物利用を進めるための料理教室の参加者数	48人	145人	150人	○
5 食の安全確保の推進				
カネミ油症の実態を知っている市民の割合	—	95.9%	100.0%	○
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	—	93.5%	50.0%	◎
エコファーマーの認定農業者数	540人	358人	700人	廃止

達成度 ◎ 目標達成
○ 達成傾向にある
△ 変化なし
× 悪化の傾向にある

第4章 第2次食育推進計画の基本方針

1 基本理念

食べることは、人間が生きていくうえで欠かせないものであり、「食育」は子どもから大人まで、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために必要なことです。

五島市の恵まれた地域資源を活かし、家庭だけでなく保育所や幼稚園、学校、地域、食にかかわるあらゆる関係機関・団体等との連携により、市民が生涯にわたって間断なく食育運動を展開し、食を通じて健全な心身を育み、豊かな人間性と元気な地域づくりを目指します。

ごとうの豊かな恵みを活かし
食を通じて健全な心とからだを育む

「食育スローガン」



ごはんを中心に

米を中心に、栄養バランスが優れた「日本型食生活」を実践し、「早寝・早起き」など生活のリズムを整え、しっかりと朝食を食べましょう。



島民の食卓を

食に関する正しい知識や選択する力を身につけ、家族や友人と一緒に食卓を囲み、心身の健康と豊かな人間性を育みましょう。



海の幸、山の幸で豊かにします

豊かな自然の恵みに感謝し、五島でとれる食材に関心を持ち、大切に作る心を育てましょう。

2

基本的な方針

本市が目指す食育を展開していく上で、3つの方向性を定め、計画的に進めていきます。

基本方針1 健全な「身体」を育みます

健康づくりは「栄養・運動・休養」です。

生涯にわたる健康づくりの基盤は、幼少期からの規則正しい生活習慣の形成にあります。家庭は、はじめのある食生活の基本を身につける場であり、生活に「早寝・早起き・朝ごはん」を定着させ、栄養のバランスと個人にあった量を知り、減塩の取組を実践し、**健全な「身体」**を育みます。

この生活習慣の確立が将来の生活習慣病の予防対策につながります。

基本方針2 豊かな「心」を育みます

日常生活において食料が豊富に存在することを当たり前のように受け止め、食べ残しなどにより食品の廃棄を増大させる傾向にあります。

食に関する知識を身につけ、マナーを守り楽しく食事をする習慣が大切です。

また、食生活は生産者をはじめ多くの方の努力に支えられ、動植物の生命により成り立っており、食べ残さないことやごみ問題に関心をもつことも必要です。

体験活動等を通じて、食の楽しさや感謝の心など、**豊かな「心」**を育みます。

基本方針3 元気な「地域」を育みます

消費者と生産者の交流を進めることにより両者の理解が深まり、生産者は安全・安心な食品提供に対する責任感が増すとともに、消費者は産地への愛着心や安心感が深まります。そのような相互の理解は、地場産物の消費を拡大させ、地元の農林水産業の活性化にもつながります。

このことから、地元生産者との距離を縮める取組を推進し、消費者と生産者の信頼を深めるための地産地消を推進し、**元気な「地域」**を育みます。

基本理念の実現と基本方針の達成に向けて、次の6つの基本施策を柱に、15の取組項目を定め、計画的に取り組んでいきます。

1 家庭における食育の推進

- (1) 望ましい食習慣や知識の習得
- (2) 生活リズム向上のための取組
- (3) 健やかな高齢期を送るための食育の取組

2 保育所・幼稚園・認定こども園・学校における子どもの成長に応じた食育の推進

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園における食育の推進
- (2) 学校における食育の推進

3 地域における食生活の改善に向けた取組みの推進

- (1) 生活習慣病予防のための取組
- (2) 食育に関する人材の育成
- (3) 継続的な食育運動の展開

4 生産者と消費者との交流促進と食文化の継承

- (1) 地域資源を活用した食育の促進
- (2) 食文化継承の促進

5 地産地消の推進

- (1) 地産地消の情報発信
- (2) 地場産物の消費拡大
- (3) 直売所の利用促進

6 食の安全確保の推進

- (1) カネミ油症事件を教訓とした取組
- (2) 食品に関する情報提供

計画の体系

基本理念

ごとうの豊かな恵みを活かし食を通じて健全な心とからだを育む

～食育スローガン～

㊦ ごはんを中心に ㊧ 島民の食卓を ㊨ 海の幸、山の幸で豊かにします

基本方針 1
健全な「身体」を育む

基本方針 2
豊かな「心」を育む

基本方針 3
元気な「地域」を育む

基本的な施策（6つの柱）

具体的な取り組み

1 家庭における食育の推進

- (1) 望ましい食習慣や知識の習得
- (2) 生活リズム向上のための取組
- (3) 健やかな高齢期を送るための食育の取組

2 保育所・幼稚園・認定こども園・学校における子どもの成長に応じた食育の推進

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園における食育の推進
- (2) 学校における食育の推進

3 地域における食生活の改善に向けた取組の推進

- (1) 生活習慣病予防のための取組
- (2) 食育に関する人材の育成
- (3) 継続的な食育運動の展開

4 生産者と消費者との交流促進と食文化の継承

- (1) 地域資源を活用した食育の促進
- (2) 食文化継承の促進

5 地産地消の推進

- (1) 地産地消の情報発信
- (2) 地場産物の消費拡大
- (3) 直売所の利用促進

6 食の安全確保の推進

- (1) カネミ油症事件を教訓とした取組
- (2) 食品に関する情報提供

第5章 食育推進にあたっての具体的な取り組み

1 家庭における食育の推進

家庭は食生活の基本の場です。市民一人ひとりが自分や家族の問題として望ましい食習慣を送ることができるよう支援します。

【具体的な取組】

(1) 望ましい食習慣や知識の習得

① 若い世代に対する望ましい食習慣の啓発

家族が、食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、子どもを育てる若い世代に対して様々な場を通じ、適切な食生活や運動習慣、食を選択する力が身につくよう啓発を図ります。

② 母子保健事業における望ましい食習慣の啓発

母親教室や乳幼児健康診査・健康相談、離乳食教室などを通して、妊婦及び乳幼児期の発達段階に応じた食育の重要性について啓発を図ります。

③ 乳幼児期からの歯科保健活動の実施

生涯にわたり歯・口腔の健康を保ち健康へつなげるため、乳幼児期からの歯科保健指導を行います

(2) 生活リズム向上のための取組

① 乳幼児期からバランスのとれた朝食を摂るための「朝ごはん」活動の推進

乳幼児健康診査や健康相談において、望ましい食習慣の啓発や簡単にできる朝食メニューの紹介等を行います。

(3) 健やかな高齢期を送るための食育の取組

① 男の料理教室、介護予防のための栄養指導の充実

高齢者が健康で生き生きと生活していくために必要な食生活を維持する支援を行います。

保育所・幼稚園・認定こども園・学校における子どもの成長に応じた食育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園・学校における様々な体験や給食は、子どもが食に関する知識と食を選択する力を取得し、食の大切さや自然のすばらしさを学ぶことができる「生きる教材」になります。

保育所・幼稚園・認定こども園・学校等と連携を図り、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。

【具体的な取組】

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園における食育の推進

① 発達段階に応じた指導の推進

年代に応じた計画目標を作成し、発達段階に応じた食育指導を実施するとともに、親子料理教室を開催し食育の推進を図ります。

② 体験活動・給食等を通じた食育の推進

農作物の栽培・収穫や料理教室など体験活動や給食等を通して、食材や生産者への感謝の心を育むとともに、基本的な食事マナーの定着を図ります。

③ 家庭・地域と連携した食育の推進

給食便り等を通じ、保護者への情報発信に努めるとともに、地域行事等への参加交流により郷土料理等の食文化や地域食材の理解を深めます。

(2) 学校における食育の推進

① 学校教育活動を通じた指導体制の充実

学校の年間食育計画を作成し指導体制の充実を図るとともに、給食における指導を積極的に行います。

② 指導者の資質向上と食育指導の充実

栄養教諭や学校栄養職員等の専門職員や生産者等の地域人材を活用し、学校の実状に応じた相談・指導により指導者の資質向上や食育指導の充実を図ります。

③ 家庭・地域と連携した食育の推進

献立表の配布や給食便り等の発行を通じ、保護者への情報発信に努めるとともに、地域行事等への参加交流により郷土料理等の食文化伝承や地域食材の理解を深めます。

生涯にわたって健康な食生活を送るために、一人ひとりの健康状態や生活環境に配慮した食育を推進することが必要です。

社会環境の変化やライフスタイルの多様化により、家族との共食の機会の減少や高齢者の孤食及び栄養バランスの偏りなどが問題となっております。

このようなことから、三食きちんと摂る望ましい食生活や運動の実践により、生活習慣病などの予防や改善につなげるとともに、関係機関や団体と連携し、地域での食育を推進します。

【具体的な取組】

(1) 生活習慣病予防のための取組

① ご飯を中心とした日本型食生活で栄養バランスのとれた食事の推進

ごはんを中心に魚や肉、野菜、海藻、豆類などから構成される栄養バランスのとれた「日本型食生活」の普及・定着を図るため、積極的に情報の提供を図り、関係機関や団体等と連携し、望ましい食生活の普及と実践に努めます。

② 地域における食育に関する情報提供の充実

市民一人ひとりが、望ましい食生活を通じた健康づくりに取り組めるよう、栄養・食生活に関する情報を市ホームページや広報誌等を通じて積極的に情報発信します。

③ 生活習慣病の予防・改善のための食育の推進

健康診査受診の推進や診査結果に基づき、一人ひとりの健康状態に応じた食生活改善の重要性を普及します。

(2) 食育に関する人材の育成

① 食生活改善推進員の育成

地域での食生活改善の取組みを推進するため、食生活改善推進員の養成講座を積極的に開催し、地域で活動する人材の育成と活動拡大を図ります。

(3) 継続的な食育運動の展開

① 食育の定着と浸透を図るための「食育スローガン」の普及活動

食育や地産地消の関心や理解を図るため、「食育スローガン」の普及活動を行います。また、年間を通して、継続的な食育推進運動を展開するため、毎月19日を「食育の日」と定め、関係機関や団体などと連携を図り、普及活動に努めるとともに、相互の情報の共有に努めます。

本市の地域資源を活用して生産者と消費者の交流を通じた体験学習を推進します。また、伝統的な食文化を継承し生きた教材として活用されるよう普及促進を図ります。

【具体的な取組】

(1) 地域資源を活用した食育の促進

① 子どもの体験活動の確保

子どもの農林漁業体験の機会を確保し、地域資源を活用した体験学習を推進します。

② グリーンツーリズム等の推進

グリーンツーリズム等を推進し農林水産業の体験学習や農家民泊等による都市と農山漁村との交流を推進します。

③ イベントを通じた市民と農林漁業関係者の交流促進

市や各団体等の主催するイベント等を通じて農林漁業関係者と市民との交流を促進し、市民の理解を深めます。

④ 料理教室の積極的な開催

地場産物を活用した料理教室や体験学習会等の自主活動について支援します。

(2) 食文化継承の促進

① 伝統料理の普及促進

地域の宝として埋もれている伝統料理を掘り起し、情報提供及び普及を図ります。

② 学校等給食への郷土料理の導入促進

給食（保育所・学校）等へ郷土料理の導入を積極的に推進します。

③ 自主活動に対する支援

各種団体や生活研究グループ等による地域の食文化の継承に寄与する自主的な活動や農林漁業学習等について支援します。

④ 食文化に関する知識普及及び情報提供

各地に伝わる郷土料理や行事食、伝統料理などの食文化の伝承を生活研究グループ等の料理教室で知識普及を促進し、市ホームページや広報誌、各種イベントを通じて情報提供を行います。

地場産物の安定的な販売・利用を図るため、販売拠点となる直売所の PR を進めるとともに、学校給食、各種施設等への利用促進や地場産物を利用した加工品の PR・開発等を推進します。

【具体的な取組】

(1) 地産地消の情報発信

① 農林水産物に関する情報発信

本市での旬な農産物情報を市ホームページや広報誌等を活用し情報発信に努め、消費者の購買意欲を高めます。

② 関係者のネットワークづくり

学校給食への地場産物の供給を円滑に行うため、学校、農林漁業者、販売業者等の関係者によるネットワークづくりを推進します。

(2) 地場産物の消費拡大

① 学校・保育所給食での地場産物の利用促進

給食等に旬の地場産物の利用を促進し、PR と消費拡大に努めます。

② 飲食店、宿泊施設等での地場産物の利用促進

飲食店、宿泊施設等に旬の地場産物の利用を促進し、PR と消費拡大に努めます。

③ 地場産物を利用した魅力ある商品の開発支援

地場産物を利用した加工品の PR 及び新たな加工品の開発等について支援します。

(3) 直売所の利用促進

① 生産者の確保と出荷の促進

直売所の品揃えや供給量の拡大を図るため、直売所への新規出荷者や自給的農家や定年帰農者など多様な担い手が、直売所への出荷者としてスムーズに参加できるよう関係機関と連携を図ります。

② 直売所利用促進の普及啓発

農畜産物直売所の PR 活動や生産者と消費者との交流イベント等を通して普及啓発を図っていきます。

昭和43年10月、西日本一帯で有機塩素化合物による食中毒であるカネミ油症の発生が確認され、五島市でも多くの市民が被害に遭いました。このような被害が二度と起こることのないよう、食品の安全性に関する情報を提供し、市民が安心して生活できるよう支援します。

【具体的な取組】

(1) カネミ油症事件を教訓とした取組

① 学校への情報発信と学習会の開催

食の安全を脅かし、健康被害をもたらした「カネミ油症被害」について、学校等へ情報提供と学習会を開催し、食の安全に関する理解を深めます。

② 市民への食中毒に関する学習会と啓発活動

市民に対してカネミ油症被害を学び、ダイオキシン類の毒性を抑える食生活を考える学習会を開催するとともに、啓発活動を行います。

(2) 食品に関する情報提供

① 食品の安全性、食品衛生、食品表示等に関する情報の発信

多くの消費者が、食品の安全性や表示について、正しい知識を身につけることができるように、分かりやすく的確に情報を提供します。

また、食品の衛生的な取扱いについて情報発信します。

第6章 計画の推進体制と目標指標

1 計画の推進体制

食育を具体的に推進するため、関係機関・団体等の共通理解のもと、総合的に進めていく必要があります。

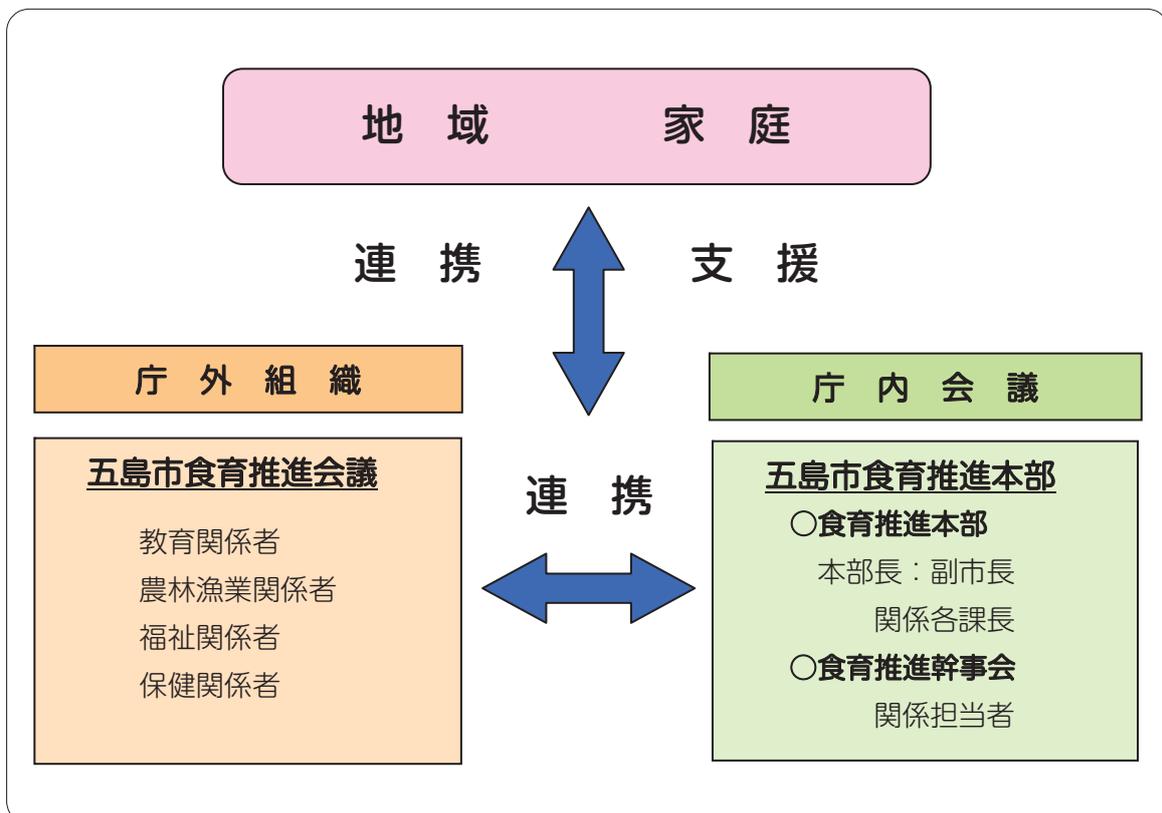
そのため、各領域に係る関係者が参画する体制を整えるとともに、市の関係機関が連携を図り計画を推進します。

(1) 五島市食育推進会議

食育に関係する団体や機関の代表者で組織する「五島市食育推進会議」を開催し、計画の進捗状況の把握・評価を行うとともに、各団体間の情報交換や連携を促進します。

(2) 五島市食育推進本部（庁内組織）

庁内に「五島市食育推進本部」を設置し、本計画を着実に推進していくために、庁内の連携と継続した施策の推進を図り、進捗状況の把握、評価、再調整等を行います。



計画の推進にあたっては、市民、企業、団体、地域、行政がそれぞれの立場で、食育に主体的に取り組むことが必要です。それぞれが自らの役割を理解し、食育推進に取り組みます。

【家庭の役割】

家庭は、身近な食育の場であり、特に子どもたちが健全な食生活習慣を身につけ、心身ともに健やかに育っていくうえで、大きな役割を担っています。また、家族で食に関する体験活動等に参加し、「食育」に対する関心や理解を深めることも大切です。

【保育所・幼稚園・認定こども園・学校等の役割】

保育所・幼稚園・認定こども園や学校は、健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るうえで重要な役割を担っています。家庭や地域と連携を図りながら、関係者がさまざまな機会を活用して食の大切さや楽しみを実感できるよう、食育を計画的に推進することが必要です。

【地域・団体等の役割】

地域において「食育」を推進するためには、家庭や学校等における取り組みのほか、保健・医療関係者、生産者、食品関連事業者、ボランティア等による幅広い活動が求められます。

【市の役割】

市民とともに食育推進運動に取り組むために、教育、保健、福祉、産業、環境などのそれぞれの分野の取り組みを一体的に進めるとともに、食育の担い手が実践する取り組みを支援します。また、食育を総合的な市民運動とするために食育関係者相互の情報共有と連携を図ります。

3

食育推進のための目標指標

本計画の取り組みによる成果や達成度を客観的に把握するため、目安となる数値目標を設定します。

第2次食育推進計画の指標（目標値設定）

項目	現 状 (H26)	目 標 (H32)
1 家庭における食育の推進		
朝食を毎日食べる小・中学生の割合	小学6年生 89.4% 中学3年生 86.5% (H26全国学力学習状況調査)	100%に近づける 100%に近づける
3歳児健診の1人あたりのむし歯	1.39本	1.00本
バランスよく朝食を食べる幼児の割合（3歳児）	44.4% (3歳児健診アンケート)	60.0%
2 保育所・幼稚園・認定こども園・学校における子どもの成長に応じた食育の推進		
学校給食の1人1日当たりの平均残渣量	8.08g	6.0g以下
1学級あたりの栄養教諭及び栄養職員の1年間の食育指導訪問平均回数	年間1～2回	年間3回
「食育だより」等の発行	年間1～2回	年間3回
3 地域における食生活の改善に向けた取組の推進		
食育に関する認知度 (意味も言葉も知っていた)	63.1% (H27)	80.0%
主食・主菜・副菜がそろった食生活が概ね出来ている人の割合	77.2% (H27)	80.0%
「朝食を抜くことが週3回以上ある」市民の割合	男性(40～44歳) 26.3% 女性(40～44歳) 24.5% (H25国保特定健診結果)	20%以下 20%以下
食生活改善推進員の人数	39名	60名
4 生産者と消費者との交流促進と食文化の継承		
農林水産物利用を進めるための体験の回数	5回	12回
グリーンツーリズム等の民泊利用数	382人	5,000人
5 地産地消の推進		
学校給食における地場産物（野菜）利用量割合	56.6%	65.0%以上
直売所の年間販売額	723,970千円	750,000千円
6 食の安全確保の推進		
カネミ油症の実態を知っている市民の割合	95.9%	100%
食品の安全性に関する情報発信する回数	4回	10回

五島市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、五島市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 五島市食育推進計画の実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に係る団体の代表者
- (2) 教育団体の代表者
- (3) 市職員

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副

会長が共に欠けたときは、市長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出等の要求)

第7条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録の作成)

第8条 会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の大要、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(推進会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に招集すべき推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

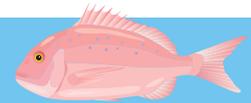
五島の農産物カレンダー



品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	上中下											
アスパラガス												
中玉トマト												
ブロッコリー												
パプリカ												
レタス												
スナップエンドウ												
いんげん												
そらまめ												
ズッキーニ												
きゅうり												
ゴーヤ												
大根												
ばれいしょ												
かぼちゃ												
かんしょ												
高菜												
びわ												
いちご												
マンゴー												
メロン												

旬の時期
 出荷可能時期

五島の魚介類 旬のカレンダー



品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	上中下											
マダイ	■	■	■	■	■							
マアジ					■	■	■					
クロマグロ	■											■
太刀魚						■	■	■	■	■	■	
クエ (アラ)	■	■	■								■	■
ぶり	■	■	■									■
ヒラマサ						■	■	■	■			
サバ類	■	■									■	■
キビナゴ	■	■	■	■								■
メダイ					■	■	■	■	■	■		
かつお類							■	■	■	■	■	■
イサキ					■	■	■	■				
アカムツ	■	■	■	■								■
アマダイ				■	■	■	■	■	■			
レンコダイ			■	■	■	■	■	■				
イトヨリ	■	■								■	■	■
イシダイ				■	■	■	■					
カワハギ								■	■	■	■	
サワラ	■	■	■	■	■							
ヒラメ	■	■									■	■
メジナ	■	■									■	■
カンパチ						■	■	■	■	■	■	■
イセエビ					■	■		■	■	■		
ウチワエビ										■	■	
アオリイカ	■	■	■							■	■	■
ヤリイカ			■	■	■	■	■	■	■			
スルメイカ	■	■	■									■
マダコ					■	■	■	■	■			
アワビ					■	■	■					
サザエ						■	■	■	■			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

旬の時期

五島市食育推進計画

編集・発行 五島市 健康政策課
住 所 〒853-0064
長崎県五島市三尾野一丁目7番1号
電 話 (0959) 74-5831
F A X (0959) 74-5832